

高山温泉ドーム会計年度任用職員登録受付について

町では、令和2年4月から高山温泉ドーム会計年度任用職員の任用を予定しております。それに伴い、下記のとおり任用希望登録の受付を行います。登録者の中から、条件に合う方を選考し、会計年度任用職員として任用します。

※登録されても、必ず任用されるとは限りません。また登録後に連絡がない場合もありますので、あらかじめご了承ください。任用の対象となった方のみにご連絡いたします。

① 登録方法

『会計年度任用職員登録申請書』に必要事項を記入し、写真貼付のうえ下記提出先に持参又は郵送してください。なお、町から登録した旨のお知らせは行いませんのでご了承ください。

※『会計年度任用職員登録申請書』は、町のホームページからダウンロードされるか、肝付町役場総務課・内之浦総合支所産業創出課でお受け取りください。

② 登録受付期間及び有効期間

令和2年4月13日（月）から随時受付

※登録の有効期間は、令和2年9月末までとなります。

③ 登録対象となる職種

対象となる職種については、別表をご覧ください。

④ 登録要件

次の要件を満たす方に限ります。

- (1) 募集職種の資格要件等（別表参照）を満たす方
- (2) 職務遂行上支障をきたさない良好な健康状態を有している方
- (3) 次の地方公務員法第16条各号のいずれにも該当していない方

※禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※肝付町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

※日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

⑤ 選考方法

登録された方の中から、書類選考及び面接を行います。

⑥ 任用期間

令和2年4月から令和2年9月30日まで

※原則として任用後1か月間は条件付採用（1か月間を良好な成績で勤務した時に正式に採用）と

なります。

⑦ 報酬・勤務条件等

各職種の報酬等については、別表をご覧ください。

⑧ 服務

地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用されるほか、分限、懲戒の規定に該当する場合は、処分の対象となります。

⑨ 問合せ及び提出先

（１）各職種の業務内容等に関する問合せ

肝付町役場内之浦総合支所 産業創出課 TEL0994-67-2111（直通 0994-67-2116）

（２）申請書の提出先

①〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富 98 番地

肝付町役場総務課行政係 TEL0994-65-2511（直通 0994-65-8421）

②〒893-1402 鹿児島県肝属郡肝付町南方 2643 番地

肝付町役場内之浦総合支所 産業創出課 TEL0994-67-2111（直通 0994-67-2116）

③〒893-1402 鹿児島県肝属郡肝付町岸良 482 番地 1

肝付町役場岸良出張所 TEL0994-68-2001